

不適切な資産管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>環境農林水産部 農政室</p>	<p>昭和56年度に一部事務組合である甲組合へ移管した下八箇荘水路の一部（公有財産台帳価額5,596,500円）が、大阪府名義のまま残っており、土地1筆（所在：大阪市鶴見区安田三丁目、地番：61番13）について、公有財産台帳に登録され、新公会計制度上の資産も過大に計上されている。</p>	<p><b>【是正を求めるもの】</b> 法務局と協議を進め、公図上の位置を確定させるとともに、大阪市への所有権移転登記手続を進められたい。また、当該土地に係る資産金額を新公会計制度上の資産から減額する処理をされたい。 適切な資産管理及び正確な財務諸表作成のため、公有財産を適正に管理するように努められたい。</p> <p>【公有財産規則】 (管理の原則) 第14条 公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度から移管先となる大阪市と協議を進めた結果、平成27年6月に公図上の位置確定を条件に移管する市の承諾を得た。</li> <li>公図訂正に向け法務局と協議を重ねた結果、平成28年2月17日に法務局へ公図訂正の申出を行うことができ、2月29日に登記官の職権により処理された。</li> <li>これを踏まえて、3月18日に市から提出された土地改良財産譲渡申請書を受理し、5月18日に市との無償譲渡契約を締結した。(契約締結と同時に市に当該土地を引渡し)</li> <li>市名義の登記が完了しており、公有財産システムから削除し新公会計制度上の府資産から減額処理を行うことで是正を完了した。</li> </ul>
	<p>西三荘排水機場（取得原価10,663,000円、簿価1円）については、平成2年度に撤去しているにもかかわらず、現在も公有財産台帳に残った状態となっている。</p>	<p><b>【是正を求めるもの】</b> 現存しない資産が確認された場合は、速やかに事実確認を行い、当該資産に関する情報を公有財産台帳から削除されるよう、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳等の管理) 第7条 2 部局長等は、システムを用いて、所管する財産の取得登録、異動登録、及び閉鎖登録を行い、所管財産の台帳を管理するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度末（平成27年3月31日）付けで公有財産台帳から除却し、是正を完了した。</li> </ul>

監査（検査）実施年月日（事務局：平成26年7月1日）